



恵和会労組の裁判へ傍聴支援をお願いします!!

恵和会労組、法人を相手取り提訴!!

医療法人社団恵和会(以下、法人)は、恵和会労働組合(以下、恵和会労組)に対し、これまで20年以上にわたり不誠実な団体交渉、組合員に対する不当な扱いやハラスメント等の不当労働行為を繰り返し、北海道労働委員会へ救済申立を行った結果、不当労働行為を改めよとの救済命令がこれまでに4回も出されてきました。

それにもかかわらず、法人は態度を改めるところか不誠実な団体交渉を繰り返す等、不当労働行為がエスカレートしている状況です。

このたび恵和会労組は、法人に対し「団体交渉権と団結権が長期間にわたり侵害されている」として、札幌地方裁判所へ提訴しました!!

3月9日 記者会見を行いました!!

3月9日、司法記者クラブにて、原告である恵和会労組の木村執行委員長と、代理人弁護士である齊藤耕弁護士、中島光孝弁護士、札幌地区労連の佐賀事務局長、道医労連書記局で会見に臨みました。2社の報道機関からの取材を受け、木村委員長からは、「現場は人手不足で大変な中、法人がこのような態度では、職員も定着せず患者や利用者へ必要なサービスが行き届かない。この裁判をきっかけに、法人の態度が改まることを期待したい。」と訴えました。



記者会見に臨む原告団。手前右が木村委員長、手前左が代理人の齊藤耕弁護士



代理人の中島光孝弁護士



記者団へ思いを訴える木村執行委員長

傍聴支援をお願いします!!

現在、民事訴訟でもICT化が進んだことにより、オンラインでの口頭弁論が行われるようになっていきます。オンライン形式で行われる場合、裁判の内容が非公開となることが多く、法人側はオンラインでの進行を希望する可能性が高いと見込まれています。

これに対し、私たちは公開の場で裁判が行われ、法人の実態を世に伝え、適正な判決が出ることを求めています。そのためには多くの傍聴者がいることで「この裁判は非公開で行うことはできない」と裁判所に判断させる必要があります。労働組合にとって「数は力」です。ぜひ3月13日(金)に行われる第1回期日の傍聴支援へご協力をお願いします!!(詳細は次ページ)

これまでの経過

2000年

労働組合結成



2002年

北海道労働委員会が法人側の不当労働行為を認定(1回目)



2005年

北海道労働委員会が法人側の不当労働行為を認定(2回目)



2019年

北海道労働委員会が法人側の不当労働行為を認定(3回目)



2022年

北海道労働委員会が法人側の不当労働行為を認定(4回目)
法人側は不服とし、中央労働委員会へ再審査を申し立て。



2024年

法人側は再審査を取り下げ、2022年に出示された不当労働行為の是正命令が確定。
しかし、法人側の態度は改善どころかさらに悪化する。



2025年

北海道労働委員会にあっせんを申し立てあっせん案が出されたが、法人側が受け入れず。



恵和会労働組合 損害賠償請求事件 応援傍聴をお願いします！

被告法人の医療法人社団恵和会は宮の森病院、老人保健施設えんを経営しております。
原告は平成12年8月28日職員らで結成された恵和会の労働組合です。

被告法人は組合結成直後から組合攻撃を行い、初代執行委員長を降格処分にするなどの不当労働行為を行いました。組合は北海道労働委員会へ不当労働行為救済を申立て、命令を勝取っています。しかし経営者の姿勢は全く変わることなく、不当労働行為を続け団体交渉にすらできません。組合はくじけることなく闘い続けその後も北海道労働委員会へ不当労働行為救済申立をし、計4回の命令を勝取っています。ですが、現在も不誠実な態度をとり続けています。このような法人の態度は憲法上保障された団体交渉権、ひいては団結権を否定するものであり許されるものではありません。

組合はこの度、団結権侵害等を理由とする損害賠償を請求するとして札幌地裁へ提訴しました。職場で働く労働者の要求を無視し、憲法で保障された団結権を侵害する使用者を許してよいのかが問われる訴訟であります。是非、傍聴支援をお願い致します。

日時 令和8年 3月13日(金) 13時30分～
場所 札幌地方裁判所(中央区北1西10) 701号法廷



北海道医労連・恵和会労働組合
札幌市東区北9条東1丁目労働センター
[TEL]011-723-0791



すべては安心して働ける
職場にするために！！